

竹原市総務文教委員会

令和7年6月19日開会

(付託議案)

- 1 議案第28号 財産の無償貸付けについて
- 2 議案第29号 竹原市芸術文化施設整備基金条例案
- 3 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第31号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第32号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第33号 竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第36号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第37号 令和7年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

(その他)

- 1 竹原駅前商店街火災復興プロジェクトについて（産業振興課）
- 2 人口減少対策の取組について（企画政策課）
- 3 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年6月19日)

出席委員

氏 名	出 欠
堀 越 賢 二	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
山 元 経 穂
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
教 育 委 員 会 教 育 次 長	沖 本 太
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美代子
総 務 課 長	品 部 義 朗
財 政 課 長	大 川 真 功
税 務 課 長	向 井 聡 司
危 機 管 理 課 長	岡 元 紀 行
産 業 振 興 課 長	松 岡 俊 宏
文 化 生 涯 学 習 課 長	中 原 有 美
選挙管理委員会事務局長	清 水 健一郎

午前10時02分 開会

○委員長（堀越賢二君） 皆さん、おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。なお、発言にあたっては挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。以上の進行方法により会議を進めて参りますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第2回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和7年第2回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第28号他7議案につきましてご説明をさせていただきますので、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします申し上げます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けて参ります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序のとおり行って参りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ご異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は以後座ったままで行っていただいて結構です。

議案第30号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君） それでは、議案の参考資料の39ページをお願いいたします。議案の第30号であります特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

まず、1番目の提案の概要についてでございますけれども、一応こちらにつきましては、竹原市社会福祉法人等の指導監査専門員とですね、あとは投票管理者あるいは投票立会人などの選挙に係る附属機関以外の委員等の報酬の額を改定するものでございます。2番目の改正の内容につきましては、ちょっと補足を加えながら説明をさせていただきます。

まず、1点目の竹原市社会福祉法人等の指導監査専門員の月額報酬についてでございますけれども、こちらは今現行の2万1,050円から2万850円に改めるものでございまして、本市が基準としております広島県の報酬の額が引き下げられたことに伴いまして、広島県と同額にするものでございます。報酬の額について、広島県と同額にした経緯についてでございますけれども、従来この法人指導監査業務につきましては、都道府県で行っていた事務でありましたけれども、平成25年4月の社会福祉法の改正に伴いまして、法人指導監査の権限の一部が市町村で実際行われることになったことということと、あとは業務内容がこれまで広島県が行っていた内容と同様であるということから、報酬の額につきましても広島県の報酬の水準に合わせる事が妥当であるというふうに考えてございまして、今回、広島県において見直されましたので、その額に合わせる内容となっております。この度、報酬の額がちょっと200円ほど減額になっているということにつきましては、広島県のほうで出していますので、人事課のほうがこの算定をしておりますので、ちょっと確認をさせていただいたところですね、広島県におきましては、こういう社会福祉法人等の監査専門員の報酬基準につきましては、いわゆる弁護士、医師などのいわゆる高度の専門的な知識、経験等を有するものを一定期間採用します特定任期付職員というものがございまして、その給料表を基礎としているというのが1つございます。それと、去年の人事院勧告におきまして、この特定任期付職員に対する業績手当というものがございましたけれども、これが廃止されたということもございまして、今年度その報酬の額が前年度より

下回ったというふうに伺っております。

次に、２点目の選挙に係る特別職の職員で非常勤のもののうち附属機関以外の委員等の報酬の額につきましては、こちらは国のほうでですね、国会議員の選挙等の執行経費の基準に係る法律というものがございまして、これが改正されまして、国政選挙における投票所の経費等の基準額が改定されたと。そのことを踏まえまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準とですね、同額にする内容となっております。この法律の元々の考え方としましては、国が地方自治体に選挙を委任するんですけども、その管理執行事務を合理的に行うために、通常必要とされる経費の一定基準を定めた法律でございまして、今回の改正につきましては３年ごとにこの改正というものが行われまして、これがちょうど参議院議員が実施されます選挙の実施年においても定例的に見直されているものでございまして、この中身としましては、やっぱり物価の変動あるいは選挙等の執行状況を考慮した上で、選挙等の円滑な執行を行うために、国会議員の選挙の執行につきまして、国が負担する経費でありまして、具体的には投票所経費あるいは開票所経費あるいは事務費等の基準が改正されております。今回の本条例案につきましては、そのうち投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙長、選挙立会人、期日前の投票管理者あるいは投票立会人の報酬を改めるものでございまして、この報酬の額につきましては、国とか県の選挙においてですね、委託費というものがいただけるんですけど、その交付対象にもなっております。

３番目の施行の期日につきましては、公布の日からとなっております。

４２ページにつきましては、新旧対照表となっております。

議案第３０号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本進君）　今、ちょっと説明を受けてですね、これは３９ページの参考資料を見ているのですが、（２）のところの投票管理者と増額の分とそれとあと減額の分がありますよね。それが、ちょっとさっきの説明では何か増える分とこの減額する分と、そこは何か特別な何か、ちょっと。

○委員長（堀越賢二君） 松本委員、その説明はさっき中身にあったと思います。

○委員（松本進君） ちょっと聞いたんだけど、執行の分とね。

○委員長（堀越賢二君） 減の分は法人の監査専門員でしょう。投票管理者の分については、それぞれ改正後に値上がりをしておりますので。

○委員（松本進君） 下の39ページのところ。

○委員長（堀越賢二君） 下がっているのではないと思います。すべて2番のほうは上がっていますので。

○委員（松本進君） 失礼しました。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。はい、他に質疑はありませんか。

ないようですので、次に参ります。

議案第31号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（向井聡司君） それでは、議案第31号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、ご説明をさせていただきます。

1の提案の要旨でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、公示送達に係る公示事項について、インターネット上で閲覧することが出来る措置を講ずるとともに、個人住民税において、新たに特定親族特別控除を創設するなど、必要な規定を整備するものであります。

2の具体的な改正の内容でございますが、（1）の公示送達の見直しに関する改正でございます。公示送達について、現行の市役所の掲示場での書面による掲示からパソコン等の電子計算機を利用して、インターネット上で公示事項の不特定多数のものが閲覧することが出来る状態に置く措置をとるものでございます。この公示送達とは、地方公共団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類は郵便等により交付することとしておりますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査等を行った上でもなお交付できない場合は、市役所の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度でございます。この市役所の掲示場に掲示した公示送達をホームページに公示事項を表示

する措置をとるとともに、これまでのとおり市役所の掲示場に掲示するか、もしくは税務課に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となったものでございます。

次に、（２）住民税関係の改正でございます。こちらは居住者が生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の大学生年代の親族等に対する新たな所得控除として、特定親族特別控除が創設をされました。これによりまして、親等の特定扶養控除を受けられる上限が親族等の合計所得金額が５８万円を超えても合計所得金額が９５万円までは特定親族特別控除として、特定扶養控除と同額の４５万円の特別控除を受けられることになりました。また、合計所得金額が９５万円を超えても控除額が合計所得金額の増加に応じて逡減はするのですが、合計所得金額が１２３万円までは所得控除を受けられることになりました。これらは厳しい人手不足の状況において、特に大学生等のアルバイトの就業調整について、この制度が税制が要因となっているのではないかと指摘を受けて、新たに設けられたものでございます。これまでは収入１０３万円までであった特定扶養控除４５万円を収入１６０万円までとしまして、４５万円の控除を受けられると。この表にあるように、収入１８８万円まで控除額が減ってはいきますが、受けられるというものでございます。

次に、（３）のたばこ税関係の改正でございます。こちらは加熱式たばこの課税方式につきましては、これまで重量または小売価格等に応じて換算した紙巻きたばこの本数に基づいて課税していたものを、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とする他、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ一本として課税する仕組みとするなど、見直しを２段階で令和８年４月及び１０月に実施するというものでございます。こちらは加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担差を解消するため、実施されるものでございます。例えば、スティック型の加熱式たばこの場合は、加熱式たばこの重量０．３５グラムをもって紙巻きたばこ１本に換算することや、スティック型以外の加熱式たばこの重量０．２グラムをもって紙巻きたばこ１本と換算する方法など改正が行われております。こうした見直しは消費者への影響があることから、令和８年４月と１０月に実施をされます。

施行期日でございますが、（１）の公示送達の改正につきましては、公布の日から起算して３年３ヶ月を超えない範囲で政令で定める日以降に公示する公示送達について適用さ

れるものでございます。この改正は令和５年に公示送達 of 改正がされていますので、３年３ヶ月ですから令和７年６月までに行うというものでございます。（２） of 特定親族特別措置 of 創設でありますが、こちらは令和８年１月１日からでございます。それから、３ of たばこ税 of 改正ですが、こちらは令和８年４月１日からでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第３３号竹原市 of 議会 of 議員及び長 of 選挙における選挙運動 of 公費負担に関する条例 of 一部を改正する条例案を議題といたします。提案者 of 説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（清水健一郎君） それでは、議案第３３号竹原市 of 議会 of 議員及び長 of 選挙における選挙運動 of 公費負担に関する条例 of 一部を改正する条例案について、ご説明いたします。説明につきましては、議案参考資料 of ５３ページをご覧くださいませようお願いいたします。

まず、本議案 of 提案 of 要旨でございますが、この度、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動に関する公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえまして、竹原市議会議員及び市長 of 選挙における選挙運動 of 公費負担 of 限度額を改定するものでございます。

改正の内容といたしましては、選挙運動用ビラ of 作成における公費 of 支払いとして、現行 of 作成単価 １枚当たり ７円 ７３銭を ８円 ３８銭に、選挙運動用ポスター of 作成における公費 of 支払いとして、現行 of 印刷費単価 ５４１円 ３１銭を ５８６円 ８８銭に引き上げるものであります。なお、選挙運動用自動車 of 使用における公費 of 支払いについては、この度 of 公職選挙法施行令 of 改正では単価 of 改定がないため、改正なしとするものでございます。

この条例案 of 施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

議案第３３号 of 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君）　ないようですので、次に参ります。

議案第３６号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（品部義朗君）　それでは、議案参考資料の６９ページをお願いいたします。

議案第３６号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

まず、１番目の提案の要旨についてでございますけれども、会計年度任用職員につきまして、地域手当等の支給が対象とされたことに伴いまして、必要な字句の修正を行うものでございます。

２番目の改正の内容につきましては、条例中において引用されております条例の施行規則の名称を改めるものでございます。会計年度任用職員につきましては、一応この令和７年度から地域手当が支給されたということに併せまして、先の第１回の定例会におきまして、この条例の名称も竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例という名称から竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改めることにつきまして、議決をいただいたところでございます。つきましては、条例中に引用されております条例の施行規則の名称につきましても、条例の題名にちょっと合わせるということで、今回、合わせるために今回規則の名称を改めるものでございます。

３番目の施行期日につきましては、公布の日としております。

あと、新旧対照表につきましては７０ページ、７１ページとなります。

議案第３６号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第37号令和7年度竹原市一般会計補正予算第2号を議題といたします。提案者の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（大川真功君） それでは、令和7年第2回の定例会ということで、一般会計の補正予算の説明をいたします。お手元の概要資料で説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。この度の補正予算案の概要としては不足額給付金給付事業、それから、学校給食負担軽減事業に必要な経費の他、公共施設ゾーン再整備事業に係る債務負担行為の限度額の設定などが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,440万6,000円を追加し、総額を155億6,721万9,000円とするとともに、債務負担行為の追加及び変更を行うものであります。歳出の補正内容につきましては、民生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては2ページ以降に記載しておりますので、2ページをご覧ください。

まず、2ページ目の上の段でございます。民生費の不足額給付金給付に要する経費につきまして、不足額給付金やシステム改修委託料など4,477万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、令和6年度に給付した給付金の算定の基礎は令和5年所得などを用いた推計額でありましたので、令和6年度所得税及び定額減税の実績が確定した後に本来給付すべき所要額と既に給付した額との差額を支給するものであります。対象者は約1,400人と、あと子供加算でプラス77人を見込んでおります。財源につきましては、国庫支出金を全額充当するものであります。

続いて、2ページの下段になります。民生費、生活保護事務に要する経費について、システム改修委託料55万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、生活保護基準の見直しにより、特例加算の引き上げや被保護者調査の調査項目の変更があったため、生活保護システムを改修するものであります。財源につきましては、国庫支出金を27万5,000円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、3 ページの上の段をご覧ください。農林水産業費、農業振興対策に要する経費について、新規就農者育成総合対策補助金 7 5 万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を始めるものに対して、補助金を交付するものであります。今回の対象者は竹原地区と福田地区で約 2 0 アールの土地にトウモロコシ、レタス、ブロッコリーを栽培されております。財源につきましては、県支出金を 7 5 万円充当するものであります。

続いて、下の段になります。農林水産業費、農業用施設整備に要する経費について、測量設計委託料 5 0 万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、浸水被害の軽減を目的として、下野町受芦谷にある瀬戸池の洪水調整用の堰の整備や堤体保護のためにブロックの整備などに係る改修工事のための詳細測量設計を行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を 2 7 万 5, 0 0 0 円、県支出金を 9 万円、市債を 1 0 万円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、4 ページの上の段をご覧ください。商工費、観光施設整備に要する経費について、官民連携手法検討調査委託料 1, 2 0 8 万 9, 0 0 0 円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、大久野島全体の活性化を図るため、島内にある近代遺構等の遊休資産につきまして、民間の創意工夫を活かした利活用方法の検討調査を行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を 1, 2 0 8 万円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、下の段です。消防費、消防団運営に要する経費について、消防用備品購入費 1 0 4 万 5, 0 0 0 円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、消防団車両に備え付ける消防ホース 1 9 本を整備するものであります。財源につきましては、その他として、コミュニティ助成事業助成金を 1 0 0 万円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、5 ページの上の段をご覧ください。教育費、教材整備に要する経費として、校務環境構築委託料 1, 0 3 2 万 4, 0 0 0 円の追加計上を行うものです。内容につきましては、本市の小中学校義務教育学校の校務系ネットワークについて、A D S L 回線を利用してアクセスをしておりますが、当該回線が令和 8 年 1 月に廃止されるため、インターネ

ットへ接続するための回線を新たに整備するものであります。財源につきましては、国庫支出金 2 1 7 万 7, 0 0 0 円を充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、下の段になります。教育費、学校給食運営に要する経費について、学校給食費負担軽減補助金 5 0 7 万 1, 0 0 0 円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、食材料費の高騰が続く中、給食費会計の健全性を維持し、安全で安心な学校給食の提供を維持するとともに、子育て世帯の負担を軽減するため、学校給食費会計に補助金を交付するものであります。財源につきましては、国庫支出金を全額充当するものであります。ここまでの歳出の補正の内容になります。

まず、1 ページ目に返っていただきまして、続いて歳入になります。ここでは、国庫支出金、県支出金他がありますが、先ほど財源についてはご説明しておりますので、左側の番号で言いますと 1 9 番の繰入金です。ここで、財政調整基金繰入金を 8 5 1 万 1, 0 0 0 円増額して、最終的な収支の均衡を図っております。

最後になりますが、ちょっとすいません、飛びまして、6 ページをご覧ください。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。まず、初めに追加分についてでございます。公共施設ゾーン再整備事業に要する経費について、令和 8 年 3 月からの設計、施工に係る経費及び令和 1 1 年 1 0 月からの指定管理料について、当該事業期間及び限度額について定めるものであります。

次に、変更分についてでございます。J R 忠海駅自由通路整備に要する経費について、J R 西日本株式会社へ委託している工事の進捗状況に伴う事業費の年度間調整があったため、当初設定した限度額について変更するものであります。

以上が一般会計補正予算案の説明になります。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） ページで言いますと 4 ページ、下のところ、消防費のところ。先ほど課長のご説明の中で消防ホースを購入するということになっております。それに対して、消防車両に対してっていうふうにおっしゃられておりました。対象となる消防車両の台数

と、それに対して１９本をどういうふうに分配されるのか教えてください。

○委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

○危機管理課（岡本紀行君） 今般の資機材の整備につきまして、消防団の車両、現在２６台、車両がございます。指揮車、６分団の車両は除いて２６台でございます。それぞれ、１台の可搬式ポンプを設置しておりまして、それに合わせて、ホースをそれぞれ軽車両、普通車両、こういったものもございますので、それぞれに１０本から１５本のホースを積んでおります。その上で、今回やはりホースにつきましては耐用年数がございますので、置いているホースについて、やはり劣化、摩耗ということで使えなくなるものが定期的に出てくるといったことから、今般、それぞれの消防団車両に置いている、団も格納庫も含めてですけれども、ホースの数量調査を行うようにしております。その上で、充足はしているのですけれども、さらに年数等も踏まえまして、１９本を必要な車両、格納庫に配備していこうを考えているものでございます。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） 格納庫に配備するということ。車両じゃなくて、格納庫にということよね。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員、調べて。

○委員（川本円君） ちょっと待ってください。これから調べるってことですよね、各その分団に。それはわかるのですが、なぜ、今から調べるのに１９本という本数だけ決まっているのですか。

○委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

○危機管理課（岡本紀行君） 失礼しました。今回の補助事業につきましては、国のコミュニティ事業助成金、これを活用しての整備ということになります。こちらの助成金の上限額が１００万円というものがございまして、その範囲内で購入できる本数を今回購入させていただこうとするものでございます。通常、一般財源で購入をしているのですが、今回有利な財源があったということで、この機会を捉えて購入させていただくというもので、これをどこにという具体的なものということではありませんが、この有利な財源で整備をさせていただこうと、そういうものでございます。よろしくお願いします。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） わかりました。理解できました。それと今回調査して、その足りないもの、劣化したものは間引いて新しくということで、おそらく結構相当な量になってくると思います。うちの吉名の4分団でも、この前ちょっと整理したときに結構、その破れているとかというのがございましたので。調査した結果ですね、かなりの本数が出た場合、今回のその19本で足りないと明らかになった場合の対応の仕方というのも当然考えておられるか、それだけお聞きして終わりにします。

○委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

○危機管理課（岡本紀行君） ホースの在庫調査については、今年6月に行う予定としています。また、昨年も行っているのですけれども、その時からやはり本数も変わってきております。定期的に調査というのは行っているところでございます。その上で、必要な本数、劣化している場合には予算対応していきたいと考えております。毎月、消防団の皆様には車両であるとか、ポンプ、ホースの点検をしていただいているので、不良品については速やかに報告いただいていると思っております。その上で、必要な数量というものは調整させていただいておりますので、今後も定期的に購入はして、整備はしていくようには考えておりますが、引き続き必要な台数への本数というものは配備していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 5ページの債務負担行為について、ちょっと確認を含めてお尋ねしたいと思いますが、ごめんなさい、6ページね。私はこの公共施設の再整備に関わっては見直しとか削除とかね、いろいろ思っているのですけれども、確認したい点の内容というのは、この75億数千万円の中に解体費、旧イズミの解体費なんかが入っているのかどうかっていうことをちょっと確認と、なぜ、するかというのは先日も住民監査請求をね、ちょっと住民の方々とさせていただいたということを踏まえて、市の対応があればちょっとお聞きしたい。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいまですね、債務負担行為の事業費の中に解体費が入っているかということでございますが、ここには解体費を含めた金額で計上しております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 松本委員。

○委員（松本進君） 入っているということでした。それで、特にちょっとこの間、住民監査請求をさせていただいて、その関係で余地といいますかね、解体費はあそこは不当支出になるよという住民の意見があるのですけども、そことの関係で市のほうの何か考慮といいますか、考えといいますか、あればちょっと聞いておきたい。

○委員長（堀越賢二君） 答えられますか。

総務部長。

○総務部長（向井直毅君） 監査請求が提出されたというのは、当然承知はいたしておりますけれども、これはあくまで独立した行政機関であります監査委員のほうでこれから審査されるということでありますので、市の執行部といたしましては、そういった審査の結果次第では当然、その対応というのは変わってくるかと思っておりますけれども、現状ではまだ審査中ということで、現在の計画どおり、この事業は進めていくという方向で考えているところでございます。以上です。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 3 ページの上段、農業振興ですけども、新規の就農者育成ということで補助金が出ています。これ全額、県からということで大変助かることなのですけども、こういった若い人に農業していただく方を応援するっていうのは今からどんどんやっていかないと、もう高齢化して耕作できない土地も増えたりしているように見えます。これ、予算的に2人分かというふうに見えるのですけども、これは今のところ、何件の予定なのか聞いていいですか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今、新規就農者で何件分の予算かというご質問でございます。今、こちらのほうは1人分の予算でございます。もう少し詳しく言いますと、今回は75

万円という額は半期分の金額でして、1年間を通じると150万円というのが上限になっております。かつ、150万円は最大3年まで支給できるということになっております。これまで本市のほうでこの補助金を使って活用して補助金をお配りした方が4名ほどおられまして、今回5件目というようなことになっております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） ぜひ、こういうのを活用してどんどん増やしていただきたいのですが、その100%県の予算というところもあるのですが、これを市からももう少し補填して、もうちょっとでも1人でも2人でもその就農者が増えるという方向の政策も必要じゃないかと思っていますので、その辺の検討をぜひ、お願いいたします。そこで終わり。

次に、4ページ、大久野島、商工振興かな。商工費のところ为先導的官民連携ということで、大久野島の活用についての調査費がついていました。これも全額国の予算ということで大変助かるいい予算だと思いますが、委員会でもかなりいろんな方から意見が出たと思うのですが、もう1回確認させてください。この調査をする人たちはどういう方が調査をして、極端に言うとも一般質問でも昔ありましたけども、世界遺産まで目指すのかみたいなところが気になるところなので、調査をする方々、どんな方が調査をしていただけるのかを聞いていいですか。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） ただいま、先導的官民連携支援事業についてのご質問でございます。調査をするにあたっては、この提案が新規で認められたということになれば、続いて、直ちに公募型のプロポーザル方式によって、民間事業者様に委託をしたいというふうに考えております。ここについては、一定の条件をつけてということになろうかと思っておりますので、そこで決まった方が調査をするということになります。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 委員会のときも言ったのですが、そうすると、竹原市の関わり方がちょっと難しいところがありそうなので、ぜひ、竹原市がその先頭に立って、その中に入らないにしても、いろんな情報を提供することによって、いい方向に進めていただ

きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

道法委員。

○委員（道法知江君） 何点かありますけれども、まず最初に3ページの農業水路の長寿命化というところなんですけれども、瀬戸池の今の現利用農家戸数だけ教えていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 瀬戸池の質問でございます。瀬戸池につきましては、下野町受芦谷、場所については宮原をずっと上がって行って、一番上の集落に行く手前の左側ですね、ちょっとごめんなさい、言葉ではわかりにくいかもしれませんが、集落としては一軒ありますが、ただ、ここが今は確かほぼ使われてない状況だと思います。その上で今回改修をするにあたっては、皆様ご存じのように先般の豪雨災害があつて、やはりここが決壊したらいけないということで、国とか、あと大学の有識者の方も現地を確認した上で改修するに至ったものであります。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） はい、承知いたしました。それと次なんですけれども、先導的官民連携の、先ほど大川委員のほうからのご質問がございました商工費ですね、大久野島の全体の活性化を図るためにということなのなんですけれども、大川委員の言われていたようにその民がすごく大事だなと思うのですね。官民の民をどういう形で選んでいくのかということだと思うのですけれども、遺構の保存の活用計画ということも書いてありますし、この部分に関しては非常に条件というのが厳しくなるのではないかなと思います。それも含めた上で、この委託の公募するときの内容っていうのが非常に大事になってくるのではないかなと思います。財政課として、どのようにそれをお考えか、もう少し詳しく具体にお話を伺えればなと思います。民ということに対して、どういう条件をつけていくのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 公募するときの条件ということでございます。こちらについ

ては、今担当課の方で鋭意、条件をつけるということで考えているところでございますが、大前提としまして、大久野島は環境省が所管している島ということになります。ここで、既に事前のいろんな確認をこれまでもしてきておりますが、今現在も引き続いて遺構の調査だとか、インフラの調査を含めて、やっぱりマーケットの調査なども今回行いたいというふうに考えております。どちらかという和多岐にちょっと渡るような状況になっておりますので、今委員がおっしゃいました民のこれまでの経験を踏まえた判断というのは、おっしゃられるとおり非常に重要になってくると思いますので、そういったところの条件の持ち方というのは担当課とともに我々も考えていきたいと思います。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） そうなんです。特に遺構保存の利活用に対する計画っていうことになりますので、そこはやはり主体は市であるべきではないかなと思います。それと、調査だけで終わるのではなくて、具体的に実施事業への波及効果というのもどのように見込まれているのか、今現時点でお伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） 今後の調査後の取組とその波及効果ということでございます。大久野島につきましては、以前は戦争遺産ということで平和学習の島というところから、平成の26年だったと思いますが、全世界的にウサギというキーワードで発信されて、今はウサギを愛する方たちもたくさん来ていただいているというようなことでございます。こういったことから、その遺構の活用とうさぎ愛好家が来られるところの繋がりといいますか、なかなかちょっと親和性ということは難しいとは思いますが、そういった意味で過去にも来島者でいうと30万人を超える方がコロナ前はお越しになっていただきましたので、やはりより多くの方に来ていただけるような仕組みとか仕掛けっていうのが必要だというふうに考えております。そういったことを踏まえて、公募で計画策定ということにつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 今回補正で上がっているわけなので、よほど急がれるのかなあという感覚はあるのですが、やはり観光開発の調査のためだけに終わらないようにし

ないといけないのではないかなと私は思っています。だから、いろいろ方針を明確にしていけないといけないのかなというふうに感じております。歴史を正確に伝える上では本当に官民が大事ということを主張しておきたいと思います。マーケティングとかっていうことになると、もしかしたらですね、想像の段階ですけども、竹原観光まちづくり機構とか、そういうところに決まっていく可能性もないのかなという気はするんですけども、本当に遺構ですよ、戦争遺構に関しては専門性を非常に高くしていけないといけないことでもあります。これは大体いつごろまでの事業の計画をしていこうとされているのか、まず調査ですね、お願いしたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 財政課長。

○財政課長（大川真功君） この期間ということでございます。ここの計画調査の期間といたしましては令和8年3月ですね、令和7年度中というふうに考えておきまして、その計画をまとめて、今後どうしていくかということについては、ここはまだ期間が決まっておりますので、その調査の中を踏まえて対応策を考えていくということになろうかと思っております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 私、別のところで一般質問もさせていただきますので、この辺で質疑は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

ないようですので、ここで説明員を入れ替えいたします。説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時49分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第28号財産の無償貸付けについてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。産業振興課からは議案第2

8号財産の無償貸付けについて、説明をいたします。議案書につきましては37ページ、議案参考資料につきましては33ページとなっております。それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案第28号財産の無償貸付けについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

無償で貸し付ける財産につきましては、所在は竹原市港町三丁目1030番12、種別は土地、地目は雑種地、面積は3,044㎡で、無償貸付けの期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までとし、相手方は竹原流通センター株式会社でございます。

同社は所有地に市場及び関連店舗を建設し、関係業者へそれぞれ貸し付け、その使用料をもって運営を行っているところでございます。無償で貸し付けしております土地3,044㎡につきましては、令和5年10月から地場産品のせりを再開した卸売市場、関連店舗等の駐車場として利活用されているところでございます。

しかしながら、開設以来40数年経過し、老朽化が進んでいる施設の修繕や昨今の地域における経済情勢も考慮いたしますと、売却または有償貸付けをした場合においては、今後同社の経営が極めて困難となることが予想されますので、令和12年8月31日まで引き続き無償貸付けを行い、同社の経営安定に資するとともに、市場開設の目的であります生鮮食料品の安定供給と流通の近代化による消費者物価の安定に寄与しようとするものでございます。

以上で議案第28号財産の無償貸付けについての説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、ここで説明員を入れ替えます。

説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第 29 号竹原市芸術文化施設整備基金条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 議案第 29 号竹原市芸術文化施設整備基金条例案について、ご説明申し上げます。議案参考資料の 37 ページをご覧ください。

1、提案の要旨にありますように、芸術文化施設の整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するもので、この基金の管理運用等について、必要な事項を定めるものでございます。

2、条例の内容につきましては、芸術文化施設の整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置する。第 1 条関係になります。次に、基金として積み立てる額は予算で定める額とし、芸術文化施設の整備に係る資金として受納した寄附金は予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。第 2 条関係とし、有効かつ適正に管理運用しようとするものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

この基金の設置により、これまでいただいた寄附金をこの基金へ積み立てるとともに、今後、賛同いただける方々に対し、寄附の申し入れを促すなど、芸術文化施設の整備の実現に向けて取り組んで参りたいと考えております。

議案の説明につきましては以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） 基金を設立されるっていうのはわかったのですが、ここでいう芸術

文化施設っていう、かなり範囲が広いと思うのですが、もうちょっと具体的に、もし竹原市でいう具体的にこういった施設に向けての基金なのか、教えていただけますか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 先月の常任委員会のほうでも説明させていただきました今井正之顕彰施設の整備、それらをはじめとする芸術文化施設という形ではあるんですけど、まずは今井正之顕彰施設の整備があります。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

道法委員。

○委員（道法知江君） 今、具体的にということで今井正之先生のということだと思えますけれども、これ、目的外に使われないようにしないといけないと思うのです。これはもう明確な使用目的というか、用途制限っていうとか、そういうのは考えておられるのかどうか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 寄附につきましては、特に条件付きというふうな形で受け入れることは想定はしていないんですけれども、これが、この基金条例が整備に向けた基金条例ということになりますので、基本的には整備に関するものとして寄附金を受け入れるものと考えております。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） そうすると、当然建設費用、改修費用とか、そういうものも含まれるという感覚でよろしいでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） はい、施設の整備に向けた費用というような形になりますので、設計、建築のものについての費用になるかなと想定しております。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 目標額は。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） これから策定する基本計画の中で施設の規模であっ

たり、概算費用だったりというものが出てきますので、それらを踏まえて目標額を設定するかどうかというところも含めて検討して参りたいと思っております。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 最後になりますけれども、将来の財政負担を伴っていく他の施設も当然施設整備とかもありますし、今本当に物価高でもある中、こういった基金を募るわけですので、先行規定になっていかないかどうかということだけお伺いさせていただきたいと思います。これが先行してしまう。

○委員長（堀越賢二君） すいません、もう一度、質疑をお願いします。

道法委員。

○委員（道法知江君） はい、今の物価高騰等で市民の皆さんと生活が大変な状況の中、基金を募るということでもあると思いますので、そういうことにおいてもそうですし、様々な竹原市の中において施設整備、改修等も必要な経費も当然あると思います。ですので、その中において、これだけがこの文化施設だけが基金を集めるために先行をね、先に進めていくような施策となっていないでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 教育委員会が所管する今後の事業につきましては、この今井正之顕彰施設の整備についてはですね、750点以上の作品を寄附していただいて、非常に優先度の高い事業だと考えております。ただ、全庁的にいろんな施設も老朽化しておりますので、そこに対するいろんな投資っていうんですかね、事業推進については全庁の中でバランスをとりながら行っていく必要があると、そのように考えております。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） そうすると、運用方法とかっていうものも今後定めていかないといけないというふうに思います。そのことについて、最後の質問をさせていただきたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 基金に関する運用については、基本的には定期預金中心ではあったのですが、ゼロ金利等とかもありまして、今は国債とか地方債とか、そういったも

のも活用しながら、運用を図っているというところでございますので、いずれにしても、運用は教育委員会でやるものではありませんが、運用を所管するところで適切に運用を図っていただけるようお願いして参りたいと、そのように考えております。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。

高重議員。

○委員（高重洋介君） 前回の委員会でも場所とか、いろんなことでお話があったと思うんですけど、これを計画していく上で大体いつごろ、いつまでもというわけにはいかないじゃないですか。今井先生の作品もたくさん預かっていますし、いつ頃を目標に、大体前回の委員会で言われていたような高崎町のほうにやる予定でいるのか、そこら辺をお聞かせください。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） これから、基本計画の策定をするんですけれども、基本計画の策定の完了が令和8年の9月頃と見込んでおります。候補地につきましては、それまでにサウンディング調査も行う中で今年度末ぐらいには候補地の選定が出来ればというふうには考えているところではあります。

○委員長（堀越賢二君） 高重議員。

○委員（高重洋介君） 候補地の選定ということですけど、前は高崎町っていう話、それ以外にもどこかあるんでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 文化生涯学習課長。

○文化生涯学習課長（中原有美君） 今、基本構想の中にある候補予定地としては、高崎のほうの豊山窯周辺っていうところと、あと町並み保存地区内の周辺、旧竹原西幼稚園になるのですが、そちらと、町並み保存センター、そちらを候補予定地として3か所挙げているような状況になっております。

○委員長（堀越賢二君） 高重委員。

○委員（高重洋介君） 前回の委員会でも申し上げましたが、高崎町のところは急傾斜地区もありますし、これから南海トラフということで海岸の近くということで大変危険な場所ではないかなというふうに私も思うし、そういうふうに思われている市民もたくさんお

られます。また、複合施設等々、これから行っていく中でコンパクトシティーということを竹原市は打ち出しているわけですね。このコンパクトシティーの中から考えると全然離れていくと思うのですよ。ここだけが別世界みたいなお話にね、今なっているわけなんですけど、やはり美術館も造って、この豊山窯の辺りに今井先生のものも造るということコストがかなりかかってくるじゃないですか。財政難で竹原市も四苦八苦している中で、やっていることが全然違う方向性なんです。これ、市民に対しても、そういう説明がつくのかどうか、これで。これがもし2つ出来たとしたときにランニングコストですよ、かなりかかってくると思うんですよ。警備費にしてもかかりますし、そういった費用はですね、市民の皆様の税金からですね、出されるということもしっかりと考えていただきたいのですけど、その辺についてお聞かせください。

○委員長（堀越賢二君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 候補地につきましては、様々な箇所でいろんな災害リスクについてはハザードマップのほうにありますので、そういったハザードマップでの指定の状況を踏まえながら、今後の基本計画の策定の中でしっかり整理をして参りたいというふうに考えております。それと、あとランニングコストにつきましても、今後基本計画を策定する中でどういった施設、具体的な施設の姿っていうのを明確にしていくわけなんですけど、その中でランニングコストについてもイニシャルコストについても、一定的にはやっぱり効率的な推進が図れるようなことが望ましいと思いますので、そこら辺はサウンディング調査等を踏まえながら、しっかり検討して参りたいと考えております。よろしく願います。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

この件につきましては、以前の委員会においても様々な意見が出ておりますので、今後進捗状況においては総務文教委員会のほうにおいて説明等々、また情報提供をしていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

それでは、次に参ります。議案第32号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（沖本太君） それでは、議案第32号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明を申し上げたいと思います。議案参考資料の51ページをお開きいただいて、ご覧いただければと思います。

本案につきましては、1、提案の要旨にありますように、仮称賀茂川学園整備工事の間、賀茂川中学校の仮設校舎として、東野小学校の一部を利用することに伴い、必要な規定の整備を行うというものでございます。

改正の内容につきましては、竹原市立賀茂川中学校の位置について、令和7年8月18日から令和9年3月31日までの間、竹原市東野町914番地とするものでございます。

施行期日につきましては、令和7年8月18日からでございます。

なお、賀茂川中学校校舎の工事につきましては、現在入札前の調整等を行っている段階でございます。今後入札を行いまして、落札候補者を決定した後、9月議会におきまして、契約に関する議案を提出させていただき、議決をいただいた後に契約を正式に締結し、工事に着手することとしております。

議案の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。説明員の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

午前11時05分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条第1項及び第2項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申し出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） それでは、ここから付託議案に関して委員間討議を行って参ります。これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） 以上をもって、本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、本委員会への付託議案について、議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第 28 号財産の無償貸付けについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 29 号竹原市芸術文化施設整備基金条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 32 号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案 32 号に反対をします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３３号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３６号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３７号令和７年度竹原市一般会計補正予算第２号について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案３７号に反対をします。

○委員長（堀越賢二君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） これをもって、討論を終結いたします。これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（堀越賢二君） ご着席ください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。また、併せて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、ご了承願います。説明員は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、その他事項に移りますので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 24 分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

企画部からの報告事項があるとのことですので、これを受けたいと思います。企画部長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 議案審議で大変お疲れのところ、企画部より2点報告をさせていただきます。

1点目につきましては、今議会で専決処分ということで補正予算のほうを承認いただきましたが、竹原駅前商店街火災プロジェクト、ガバメントクラウドファンディングの状況について、また2点目といたしまして、人口減少対策の状況につきまして、2点報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。それでは、竹原駅前商店街火災復興プロジェクトについて、担当課から説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（國川昭治君）　それでは、チラシのほうを添付させていただいておりますので、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、先ほど報告させていただきました予算専決をいただいたガバメントクラウドファンディングの内容でございますけれども、まず左側になります。竹原駅前商店街火災復興プロジェクトということでご支援をお願いしますということで、チラシを作成させていただいております。

内容につきましては、まちの顔をもう一度ということで、4月30日に発生した火災によりまして、アーケードを含め13棟が火災による甚大な被害を受けましたということから、この場所は観光の起点であり、まちの顔でもあります。消えてしまったあの風景を再び人が集い、笑顔が行き交う場所として再起するために、市は今ガバメントクラウドファンディングに挑戦しています。皆様のご寄付をもとに、まちの再生に向けた第一歩を踏み出します。竹原の未来に希望をつなぐため、温かいご支援をお願いしますという内容で、現在、下にございますように6月16日月曜日から12月末までということで寄附のお願いをさせていただいております。

使い道についてはこちら記載のとおり、まず被災エリア一帯の整備ということでございまして、現在この整備状況ですが、瓦れきについては概ね撤去させていただき、現在基礎部分とか、こういったものを撤去した後、きれいに土を入れて整地して、このエリアを広場として活用できるように整備をしていくものでございます。

2点目のアーケードについては、アーケードが被災しておりますので、こちらの修繕。

3点目の復興イベントの開催ということでございますので、こちらについては秋を目途に復興のイベントを開催するというもので、整地を準備していくというものでございます。

また、4点目の将来ビジョンの作成ということでございますが、こちらにつきましては、やはりこの火災を機というの言い方はちょっとどうかという部分はあるかと思いますが、将来を担う若い方が集まりまして、商店街、市、あるいはいろいろな関係者によりまして、この商店街のビジョンを作っていくということで聞いておりまして、これの作成費という

こととございます。

右側でございますが、こちらについては、手続きについて記載をさせていただいております。なお、議員の皆さんについてはですね、選管の方に確認いたしましても、やはりこれは地元の寄附に当たるということでございますので、ガバメントクラウドファンディングについては出来ないということでお聞きしておりますが、関係者の方もおられると思いますので、ぜひ、ご協力をいただけたらと思います。

なお、現在のこれ、すいません、上がる前に確認して11時15分現在の寄附額でございますが、2,250万円の目標に対しまして、現在371万4,000円ということで、パーセントとしては16.5%の寄附をいただいているという状況でございます。引き続き、関係者、関係方面にしっかり周知をいたしまして、目標額を達成できるよう取り組んで参ります。ガバメントクラウドファンディングについては以上でございます。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） ガバメントクラウドファンディングについては、よくよく理解できたんですが、今の部長の説明の中に、これから整地してということなんでしょうけれども、広場にするっていうふうなことを言われましたが、それは、あそこはもう広場になるっていうのは決定されていることですか。

○委員長（堀越賢二君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 当分の間ということでございますが、整地をして約1500㎡近くあるということなんですけど、そこをどういうふうやっていくかというのを今後検討されるということでございますので、その間、ちょっとした広場にしておいて、いろんな活用をしていきたいということでお聞きしています。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） ですから、暫定的にものがこれからどういうふうな形で建つかどうかというのはまだ決まってないけども、それまでは市民の皆さんが集う広場に活用されるというふうな解釈でよろしいわけですね。結構です。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） このガバメントクラウドファンディング、議会のほうでももう専決をして、皆さんに賛成していただいて、いいことだと思います。初めての試みですけども、ぜひこういうのをどんどん他のことでも使っていったらいいと思うんですけども、この問題は駅前商店街の将来のビジョンというところがどうしても気になるところであり、大事なところだと思います。それには火災があったところもそうですけれども、一番のネックは何ビルとは言いませんけども、大きいビルがあつてですね。今、所有者がおられるようなことを聞きましたけれども、所有者も何人も変わっていますし、以前の人はいないわけですから、そこらも含めて市、県、国がいっしょになってね、駅前を開発していく、活性化していくという方向がいいのではないかと私は思うのです。個人経営の商店街というところで一生懸命やっていただけるようですけども、もう1つ大きな組織を活用しながら、竹原のまちを作っていけたらという方向を思いますので、ぜひ、企画のほうも県、国とも協議しながら、いい補助金なり、いい施策はないかというところをこの商店街の皆さんと一緒に、ぜひ、やっていただきたいと思います、いかがですか。

○委員長（堀越賢二君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） まず、今回の取組につきましては、今、委員の皆さんのほうからのございましたように竹原駅前というものは人が多く集まり、市の中心に位置することから、こういう今回プロジェクトの取組をさせていただいております。また、あのビルについても中心にあるということでございまして、こちらについて、私のほうも認識しておりまして、現在、商店街のビジョン作成ということでお聞きしているのは、やはり若手事業者や高校生、地域住民を巻き込んだあの辺りのグランドデザインづくりをしていきたいということをお聞きしておりまして、将来的な持続可能な商店街の経営モデルも検討していくということをお聞きしております。そういうことの中で、あのエリアをどういうふうに活用していくかというものが出来上がりましたら、あの建物をどうしたらいいかというものは、その後、いろいろな財源とかいろんな手法が出てくるかと思しますので、こういったビジョンを踏まえて、ビジョンのほうには市のほうも参加させていただくというこ

とでお聞きしておりますので、その中でしっかり検討して将来どうしたらいいのかというのをこの中で検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 今、国の補助金とか政策の方向も大分変わってきてまして、どこのまちでも、呉の駅前が例になると思いますけれども、民間の建物がほったらかしになっているところに対しては、うちで言えばイズミですね。そういうところに対して、解体の補助金が出るとか、以前は考えられなかったことが今、法律も変わって、だんだん出てきました。そういうものを様子を見ながらね、あそこの建物も解体のほうが出るのならね、やっていただいて、そうしたら、竹原も明るいまちになりやすいのではないかと。やっぱり、そういう環境整備は市のほうが、公共のほうでやってあげないと、なかなか民間主導ってというのは難しいでしょうから、ぜひ、その方向性を持って先頭に立ってやっていただきたいと思います。どうですか。

○委員長（堀越賢二君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 確かに委員のほうが言われますように、現在国の補助金として、本市におきましては、今回竹原中心市街地地区まちづくりビジョンを作成させていただき、また、この市役所の周辺エリアの整備ということで、この中心に複合施設を整備させていただいております。駅前についても、駅前周辺エリアということで市としてのビジョンを作成させていただきましたが、今後、商店街としてもビジョンを作成されるということでございます。こういったことから、委員が言われますように国の補助金、また観光関係でも建物を解体する場合の補助金とか、いろいろなメニューが現在用意されておりますので、将来のビジョンをつくる中で、市として活用できるもの、また当然市の負担もございまして、そういうものを全体的に総合的に踏まえまして、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。人口減少対策の取組について、担当課から説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 人口減少対策の取組について、人口減少対策の推進体制について、現在の取組状況を報告させていただきます。

人口減少、少子高齢化の対策として様々な施策を展開してきた中、昨年度、さらに対策を加速するために、市内の人口減少対策推進本部を設置し、また市と商工会議所で地域活性化連携会議を設置し、人口減少対策の取組や推進体制について検討をして参りました。今後はさらに取組を発展させ、市と商工会議所だけでなく、竹原に関わる多くの関係者と連携したオール竹原での取組に推進体制を構築することといたしました。

1の趣旨でございます。市民、企業、団体、行政など多様な主体が連携し、人口減少を一丸となって推進するA L L竹原きらっと未来創造会議を設置することとし、立ち上げに向け準備を進めています。これから、設立趣旨にご賛同いただき、参加いただける個人、企業、団体の方を募って参ります。

2の活動の方向性としまして、これまで実施して参りました子育て支援や移住定住施策の促進など事業効果を高める形でターゲットである若者、女性にしっかりと響く取組として、竹原が好き、竹原に残りたい、戻りたい、竹原暮らしが幸福と感じる若者、女性を増やす。働きやすい職場、私らしくいられる家庭環境を増やしていくという4つの柱で取り組んで参りたいと考えております。

3の推進体制案についてのイメージ図でございます。これまで、市と商工会議所で開催してきた地域活性化連携会議を運営委員会、青色の四角の部分になりますが、と位置付けて、さらにテーマなどによって、企業、個人の方に参画していただく会を核として、取組によっては、大学や学生、女性、スタートアップ企業などとも連携して推進できればと考えているところでございます。図の下側に協力会員という枠を設けております。オール竹原の名のもとに開かれた組織として、アイデアや意見を収集する仕組みと参画者が連携して各種取組を実行していく仕組み、さらに1団体1行動など、主体となって取り組んでいただく仕組みを考えているところでございます。若者、女性の定住を促進するためには、職場の環境づくりを進めていくことが必要となりますので、地元の企業の皆さんの協力が不可欠となります。企業さんには働きやすい職場環境改善や様々な取組を通して、暮らし

を楽しむ社員さんを会社情報として発信していただくなど、市内の企業を働きやすい職場へ、またオール竹原の取組としても発信し、竹原市内の企業が働きやすいというイメージの定着につなげていけたらと考えております。また、個人や団体で参加いただく方には、例えば、竹原が好きになっていただく子供の体験活動に参加していただいたり、得意な分野で事業に協力していただくなど、一緒に関わっていただける形を考えているところがございます。それぞれの主体が取り組み、発信していく体制を作って、若者や女性が私らしく輝けるまちになるよう、人口減少対策の取組を進めていきたいと考えております。

4の今後のスケジュールでございます。6月下旬からこの会の設立に向け、市のホームページや広報紙、それから周知用のチラシを作成して、商工会議所とも協力して、市民、市内企業者さんなどにお知らせをし、協力会員を募って参ります。設立総会の開催でございますが、8月8日を予定しております。

また、立ち上げ後は協力会員の方々から意見やアイデアを収集するとともに、運営委員会等での対策、検討を行い、取組を推進して参ります。

以上、人口減少対策の推進体制について、説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑のある方は順次挙手により、一問一答でお願いいたします。

川本委員。

○委員（川本円君） ちょっとお聞きします。未来創造会議を設立するということ、取組としてはね、人口減少対策、流出も含めた話なんだろうけど、非常にいい方向に向いているかなとは思いますが、活動の方向性の中で当然若者、特に女性の流出がかなり進んでいるというのは以前から大分前から話が上がっているわけでございます。それまでに行政としてもそういったところに力を注いできたとも承知しているところですが、なぜ、このタイミングでやられるのかいうのを、実際問題、今からやって、果たして何年後にどう変わるっていう、そういったビジョンも見えているんですかね。

○委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 現在の人口ビジョンを令和6年度からの人口ビジョンを策定する中で、若者、女性の流出といったところの課題に向けて、社会減、自然減の取

組というのを総合戦略の中で謳っております。そうしたところ、昨年４月に人口減少の消滅可能性自治体ということもありまして、そこでさらに加速した取組ということで官民連携となってということで、商工会議所と一緒に検討を進めて参りました。

その中で、やはり人口の流出を防ぐためには、竹原に住んでいただいている方が竹原暮らしっていいよねっていう発信を自らしていただいて、竹原に住んでよかったって思える人を増やしていく取組っていうのも進めていく必要があるというような話もありまして、今回、そうなったときにはやっぱりその若い女性の方の意見だとか、若い人の意見も聞いて、この人口減少っていうのは行政だけ、また企業さんだけで解決する問題ではないということもありまして、オール竹原の仕組みというのを考えております。

また、この人口減少対策をやって、すぐに効果が出るか、何かをやったらすぐ効果が出るかっていうような問題ではないということは重々承知をしておりますので、ただ、何もやらないと何も変わらないので、これからの未来に向けて、皆で作っていききたいという思いで今回この会を立ち上げることにしております。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） 課長が言っていることは重々わかっております。やれそれと言っているわけではないです。何年後にね、成果を上げるという話ではなくて。というのは、この活動の方向性の中で先ほど説明の中にありました竹原が好き、残りたい、戻りたい、暮らしが幸福と感じられる若者、女性を増やすって、あまりにも増やすってぎっくりとして、すごく当たり前の言葉でくくっているのですが、やはり会議にしろ、行政が行うこと、民間も含めていろんな連携をして、さらに強化していくというのも理解しているのですが、やっぱり私らにしてみれば、数字で表してもらえないと、なかなか果たして、それが効果的かどうかという検証が出来ませんよね。だから、ぜひとも今度この会議を設立されたときには、より具体的な何をどうやるのかっていうのを、どう進めていくかというのをお示ししていただくとともに、やっぱり数値化で、数値化して誰が見てもわかるようにしていただきたいという思いが個人的にございますので、まずそのことについて、ちょっとあれば、お言葉いただけますかね。

○委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 具体的な取組についてということですが、この会を設立して、また関係者の方々と意見をいただきながら、具体的な取組については検討して参りたいと思います。その中で、目標設定というふうにご指摘いただきましたが、やはり一緒になって取り組むには目指すべき方向とか目標とかっていうのを共有して取り組んでいく必要があると思いますので、そういったことも数値化できるものについては検討して参りたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） はい、最後。それと推進体制、3番の推進体制の中で運営委員会が最終的に発信及び取組を書いております。発信はわかります。提言を受けたりなんかしてですね、こういうふうにやってはどうでしょうかっていう。実際、その運営委員会が取組というのはどういった取組を想定されているわけですか。

○委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 運営委員会の取組の中には行政、一緒にどういったことをやっていくかっていう仕組み体系を考えて、行政がやっていく部分、それから例えば商工会議所さんのほうが主体となってやっていただく部分、また、それぞれの企業さんのほうがやっていただく部分っていうのがあると思います。そういった取組を、個々の取組を全部竹原市の取組をオールの取組として発信することで1つずつの取組をたくさん増やして発信していくことで、この私らしく輝けるまちの未来づくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 私はこの未来創造会議という人口減少対策に対して大賛成です。竹原にとって人口減少っていうのはもう本当ネックもいいところで、これを何とか止めないと、人数が少なくても生活は出来ますけれども、商店がなくなりますから、商売できなくなりますから、すべて西条、三原に買い物に行かないといけないとか不便は出てきます。そうすると、ますます人口が減ってくるということになりますので、何としてでも人口減少を止めないといけない。出来れば増やしたい。国の数字でも出ていましたけども、何もしなければ、30年後には1万人だと出ていますよね。だから、何かしないといけないっ

てことですよ。国もいろんな補助金のメニューを新しいものを作って、イズミを壊しても半分出してあげるとかね。考えられなかったことを今やろうとしている。それは、竹原市に限ってではない。すべてのところが、日本中が人口減少です。この竹原市は今、中心市街地である市役所跡、イズミのところも活用しながら、市が活性化をしていきたいという方向を出しました。でも、足りないと思います。やってみないとわからないところが多いですけども、まずやる。でも、それが3万人になるかって言ったら、どうかなっていう意見も多い。僕もそれだけでは足りないと思います。そういう意味で、このようないろんなことをやっていくということはいいいことだと思いますけども、先ほどの商店街のこともありましたけども、やっぱり未来ビジョンとなると、若い人の意見を聞かないとだめなんですよね。今市会長が言われていましたけども、あそこを今からどういうビジョン作っていくのですかって言ったら、今から30年後に責任を持てる若い人たちに託すんだという言葉がありました。そう思いますよ。だから、そういう方をぜひこのメンバーに入れていただいてと思っていたら、大学生とか学生っていう言葉がありましたけども、これの中に中学生は入るのですか。

○委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） この会は広く開かれた会にしたいと思っております、子どもの意見も尊重しながらやっていきたいと思いますので、中学生も関係しております。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） ぜひ、小学6年、今小学6年生というのはないのかな。義務教育学校で言う5年生、6年生ぐらいからは相当、今の子どもたちは未来に対しての関心もあるみたいですし、俗に言う9年生、昔で言う中学3年生になったら、もう本当義務教育を終えたら大人ですから。だから、そういう人たちの意見も聞きながら、大人の感覚ですから、もう中学生を超えたら就職していいんだもんね。そういう人たちの意見で、今までも多少はやったことはあるんですよ。呼んで意見交換をしたとか、そういうレベルではなくて、本当に生徒会長をやっている子とかが毎年変わってでもね、そのときだけ呼んで意見を聞くのではなくて、この組織に携わっていくことがいいのだと思うんです。それもずっとでなくても、変わってもいいのですよ。その組織の中に中学生の代表がずっと入って、意見

を言いながらものを作っていって、将来責任を持つ。ここまでをやっていただくと皆さんの目線も変わってくるし、竹原愛っていうんですかね、そういうものを醸成しないとなかなか人口を増やすとか、大学出ても帰ってきたいとかって思うのに、なかなか難しいのだからっていうのをよく聞きますので、せっかくの機会ですから、ぜひそういった方々を、もちろん女性の方もね、いっぱい入っていただいて、その企業の偉い人が来て、どうかなというのではなくてね、もう若い人の意見をどんどん取り入れて、その人たちが中心になって会議を進めていくっていうことが大事だと思いますけども、その方向性はいかがでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 本当にこの会は広く皆さんに知っていただいて、会のほうに参加していただきたいと思っておりますので、中学生の方につきましては、ちょっと学校の行事等もあるかと思いますが、そこは教育委員会や学校の学校現場とも調整、また説明をさせていただく中で、ぜひ参加していただけるように、これから参加者のほうを募っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（堀越賢二君） 他に質疑はありませんか。

道法委員。

○委員（道法知江君） 人口減少対策というのは様々手を打っていると思うのですが、ここで言うと、いわゆるその人口減少対策を一丸となって推進することを目的としたALL竹原きらっと未来創造会議ということだと思うのですが、この文章だけで募集をかけて、果たしてどれぐらいの人が来られるのか。人数的なものも大体、今の段階でどれぐらいの方を集めようとされているのか。この文章だけで果たしてですね、募集をかけても、進んで手を挙げてやろうという人たちが集まらないのではないかなとちょっと心配なところも踏まえて、何名ぐらいの体制で会議を推進しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 現時点で何名という目標を定めているわけではないのですが、商工会議所からはもちろん会員さんに、行政のほうからは女性が多い職場

というところで福祉医療関係のほうにもお声掛けをさせていただいて、参加を呼びかけていきたいと思っております。

そして、周知のほうなのですけれども、ちょっとまだ今日ちょっと間に合わなかったんですけど、こういった啓発用のチラシを今作っているところでございまして、こちらのほうも整いましたら、また皆さんに情報共有させていただきたいと思います。こういったもので発信をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（堀越賢二君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 私は個人的にしっかり若い女性を増やすということであるならば、もうほとんど女性、来ていただく会議の中はもう女性で埋め尽くすぐらいのことをしていただいたほうがやっぱり率直にですよ、若い女性の方たちの思いや将来に向ける希望とかってというのはそういう対象の人たちにあるのかな、知恵が、と思いますので、そういった考えってというのは検討されたかどうか。これ、男女の比率とか、女性の比率を7割、8割にしようとか、そういうことは念頭にあるかどうか、お伺いさせていただきます。

○委員長（堀越賢二君） 女性のみというのは個人の意見として賜っておきます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮川ゆかり君） 若者、女性をターゲットにしているということで、女性の割合について特に何て言いましょうか、女性のほうが、女性全員でとか、そういうことにはなっていませんが、ただこのターゲットとなる設定をしている女性の声を聞く場面だったり、一緒になって、どういうふうにしたら、より幸福感が高まるのかっていったところはやっぱり当事者の意見を聞かないとわからないので、そういったところはそのテーマ、テーマによって、声を聞かせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（堀越賢二君） よろしいですか。

道法委員。

○委員（道法知江君） あるところでは、もういろんな企業がね、やっぱりこういった人材ってことで悩まれておられるんですよ。次の世代を残すためには、極端に言うとも30代の女性をターゲットっていうのが、おそらく産業界でもあると思います。それであるならば、うちも事業体としても30代の女性、主に30代の女性が主体となって、将来の竹原

市に人口対策を検討していただきたいとか、そういったことであると具体的にその人たちが集まるし、発想のユニークな方たちも集まってくるのではないかなと思います。そうしないと、今までどおりの何々推進会、やるだけ、形だけを作ったけれども、身にならなかつたら意味がないので、だから、そういった意味で一丸となってということでもありますので人口対策、それぞれ皆が頑張っていますけれども、もうちょっと具体的にですね、推進の方法、方向性を決めていただいたほうがやる側にとっては本当に細やかにやる気になって、頑張れるのではないかなって1つの案ですけれども、お伝えしたいと思います。

○委員長（堀越賢二君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 委員の言われるとおり、竹原市は一旦若者が流出して、戻ってくる方は男性のほうが多く、女性の減少率がやはり同年代を比較すると多いということから、今回、通常ですと若者をターゲットというのがありますけど、今回とりわけそこに女性を入れさせていただいたというのは未婚率も踏まえて、やはり女性が少ないから未婚率も竹原市全体でも低いですし、出生数も少ない分析の中から、特に女性というのを入れさせていただいております。これまでもいろいろ取組をさせていただいておりますが、今回こういうところで特に尖ったといいますか、ターゲットを絞ってしっかりやっていこうということを考えてございますので、若者、女性に対して、その世代の方のいろんな意見を聞きながら、そこに対する施策をしっかり検討してやっていきたいと思いますので、この点については委員の皆さんもぜひ、応援いただきながら取組を進めさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀越賢二君） 他にありますか。すみません、委員長のほうから、先ほど現在竹原商工会議所とも連携をしてタケノビですとかね、職場のPRとか、そういうものも現在されています。先ほど様々な委員のほうから質疑がありまして、答弁している中で今までと当たり前のことではだめだっていう認識を持ってほしいっていうのがあるんだと思います。であれば、現在もですね、ネットですとかSNS、そういったようなものを通じて、広く竹原市をPRされている方がいます。ネットだけでなくリアルなことでもされている方がいますので、そういうところには広くアンテナを張って、ぜひともこの会議のほうに参加をしてほしいという声掛けを、広くアンテナを張ってほしい。そして、ぜひ、会議

体もリアルな会議プラスアルファWeb会議も含めて、これはもう市内だけでなくですね、市外、県外、国外、海外の方のY o u T u b e rとかもしっかりアンテナを張って、この会議に参加できるような会議体を作っていただくということが、どういうんですかね、広くPRになると思いますので、その点も視野に入れて会議体を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

それでは、他に質疑がないようですので、説明の方は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

午後0時05分 休憩

午後0時05分 再開

○委員長（堀越賢二君） それでは、閉会中の継続審査の申し出についてであります、次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。委員の方で継続審査調査について、ご意見等はございませんか。

高重委員。

○委員（高重洋介君） 瀬戸内醸造所、ワインですよ。これ、産業振興課の係だと思うんですけど、最近ちょっと破産とか倒産されたっていうお話を聞いているんですけど、これ、竹原市が5000万円ぐらいの補助金を出していますよね。その補助金はどうなるのか。会社自体が、そこが破産されたというのが本当かどうかというところからまず入って。

○委員長（堀越賢二君） その他のところで扱っていいですか。今のこの継続審査の方に入れるということですか。

○委員（高重洋介君） 入れないといけないのかなと。担当委員会になるので、そういったお話でまずは破産された。倒産されたのが事実かどうか。事実であるのであれば。

○委員長（堀越賢二君） どういう形で入れますか。どうぞ。

○委員（高重洋介君） 事実であるのであれば、竹原市から補助金5000万円近く出ていると思うんですけど、そういった補助金をまた返金しなければならないとか、いろいろあると思うのです。その前に竹原市として、きちんと調べて補助金を出したのかとか、いろんなことがいえると思うのですよ。それはここだけではなしに、いろんなところで今

いろんな噂が出ているということもあるので、またそういったところはそういった、このことを踏まえて、委員会の中で話はしていくべきかなとは思いますが、まずはその事実があるかどうかということですね、この委員会で閉会中の審査でお願いしたいのですけど、どうでしょうか。

○委員長（堀越賢二君） 暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後0時08分 再開

○委員長（堀越賢二君） 会議を再開いたします。個別の名称とかじゃなくて、この当時出た名称ですよ、事業名を。それについて、個別案件のほうにこれに追記をするということによろしいでしょうか。では、そちらについては後程調べまして、今会期中にまた皆さんにお知らせをします。他にご意見はありませんか。

川本委員。

○委員（川本円君） 今、ちょっと委員長が言ったのは、今、高重委員がおっしゃったそのワインの件を、もう限定して個別に入れるということですか。ではなくて、補助金に対して、その調査ということで入れるんですか、どちらですか。

○委員長（堀越賢二君） この先ほど出ましたものについての補助金の名称があったと思いますので、そのものについてはこれについて載せたいと思います。他のすべてのものに対してになると、個別でなくなるので。

○委員（川本円君） 限定するのですか。

○委員長（堀越賢二君） 個別でということで、すみません、認識していましたが、今、川本委員から言われると、他のこともあるので、含めると他のことも入る、広くなるのかなというふうにも感じましたので、確認のため、高重委員、先ほどは言われたものについての個別案件での調査ということでいいですか。

高重委員。

○委員（高重洋介君） 委員長さんのおっしゃるとおりなんですけど、個人名、会社名を出すのではなく、補助金の名称ですね。それが今どのように扱われ、進んでいるのかとかいう形でいけば、破産しているとか、まだ今ちょっと休業中ですよとかというのも出てく

と思うんですよ。まず、その辺から調べていただければいいと思います。

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。では、当時の名称を調べまして、この件について支出をした補助金のものについて調査をするということ。

○委員（川本円君）　補助金の名称を。

○委員（高重洋介君）　補助金の名称を出すのだったら、そこしか使っていない。

○委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。他にご意見等はありませんか。ないようでしたら、皆さんのただいまの意見を踏まえ、議長に申し出ることに對して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀越賢二君）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

　　以上で本日の予定は終了いたしました。その他、委員のほうから何かございますか。

　　大川委員。

○委員（大川弘雄君）　前回の乾杯条例のことでちょっと提案させていただいたんですけども、あれは委員会ではなかなか見に行く時間もなさそうなので、僕の提案なんですけど、僕が乾杯条例っていうのを提案して、僕1人では出来ないですけどね、もう1人のサインをもらって提案して、それを委員会付託にしていいただければ、同じ結果になると思うので、そういう方向もあるのかなと思うんですけども、どう思われますか。

　　委員長が西条でも視察に行ってみようかって言われていたんですけど、なかなか時間がないと思うので、それに対して、ずっと待っているわけもいかないので、それであれば、僕が次で出して、それをその発議に対して委員会付託にすれば同じことですから、そういう形も出来るのかなと思うんですけども。委員長、どうでしょうか。

○委員長（堀越賢二君）　そうですね、以前からもいただきました乾杯条例ということですけども、大川委員のほうからは個人のパフォーマンスにならないようにしたいという配慮をしていただいたようなところもあります。とはいえ、なかなか全員がそろって行動するといったようなところにまで至ってないので、そうですね、この乾杯条例を果たして竹原市議会として提出するということを皆さんがどう思われているかっていうものまではしてないので、その結果、どうなるかは別として、大川委員のほうから賛同者を出して

いただいて、委員会のほうへ出していただくのもそれはそれでいいのかなと私は思います。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 事務局、確認なんですけども、議員発議で条例案を出すじゃないですか。それが、その時に賛成、反対するのもありますけれども、即座に賛成、反対でもありますけれども、僕はこういう問題は条例案のことなので、1回付託にかけることが出来るんじゃないかというふうに僕個人は思っているのですよ。委員会付託に回して、そこで僕が出した条例案に対して、いや、ここはもっと変えたほうがいいのかね、揉んでいただいて、再度、委員会からの条例として出したらいいんじゃないかという思いなのですが、そういう手続きの方向性は大丈夫ですかね。

○委員長（堀越賢二君） 事務局長。

○議会事務局長（笹原章弘君） 先ほど、大川委員がおっしゃったように、委員会付託は可能だと思います。それと、あとは当然、提出者は大川委員の名前で提出されるのだと思いますけど、賛同者の数ですよ。それは極端な話、全員が賛同していれば、委員会付託は必要ないと思いますけど、そうじゃない場合は委員会付託も可能だと思います。以上です。

○委員長（堀越賢二君） 大川委員。

○委員（大川弘雄君） 僕は先ほども言いましたけど、条例ですから、議員の定数のことも何か即座に賛成、反対って、10人だったか、この間、やりましたけども、条例案、条例のものが出てきたときは皆さんでやっぱり1回意見交換したほうがいいと思うんですよ。だから、僕が例えば条例案を出しますよね。そしたら、委員会の中で、いや、ここは名前を変えたほうがいいだろうとか、罰則規定を作ったほうがいいだろうとか、いろんな意見があるので、それを煮詰めて新しい条例を、新しいというか、新しい内容を吟味したものを作り上げて、委員会の提案にしたらいいんじゃないかと思うんですけどもね。

○委員長（堀越賢二君） その件ですけども、委員会に付託されたものについては、そこで決を採ること。今までにもありましたように、継続審査というのもあります。継続審査を委員会の中でまた次回、行った場合、委員外議員の発言もそういう制度としてありますので、そこで皆さんから広く意見をいただいて、委員会でどうするかを、まずは決を条

例、出すものを委員会の中で採決をするということは出来ると思いますし、出されたものに対して、様々な意見をいただいて検討するというのも制度上全然問題ないと私は思います。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） もう1回確認します。今、委員長が言われたように条例ですから、やっぱり中身を吟味して皆で作ることが大事なんです。誰かが提案して条例が出来たのでは何にも意味ないですよ。その条例を皆が使わないと意味がないんだから。だから、使いやすい条例の形にしていく内容に修正していくことは委員会でやることだと思うんですよ。それは継続審査という形は取れますよね。だから、時間をおいて十分時間を取って、いいものを作っていくっていうのをやったら、その後もずっとそういう形を作りやすいじゃないですか。今までうちの議会は、はい、発議、はい、賛成、反対で終わってきたんですよ。そこの産廃の、産廃じゃない、埋め立てか、ハチの沖の埋め立ての問題もその場で賛成、反対だったんですよ。だから、そういうのもやはり皆で修正しながら、考えながらやっていくっていうのを第一歩にしたいので。

どう思われますか。

○委員長（堀越賢二君） その点については、ここの中だけで決めるというふうには私も特にそういうふうには考えておりません。あと、やはりそれぞれの議員の方、考えがありますので、こういったような条例を出したいと思われる方の熱意というものの、発議者としての思いもやはり労力をかけるとその部分の責任といいますか、部分もあると思いますので、決して皆さんに広く知っていただいて検討していくことには特に異論はございません。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） ということで、結局のところ元に戻って、僕が条例案というものを基盤というのですかね、第一歩目を僕が提案させていただいて、次の議会でそれを委員会付託で修正して、いいものを作っていくという方向でよろしいですか。皆が決めることだからね。議運で決めることだけどね、委員会付託は。

○委員長（堀越賢二君） 川本委員。

○委員（川本円君） 前回もそうだと思うんですけども、出たときにね。まず、たたき台がないことには何ら先に進まないですよ。大川委員がリードしてやっていただければ非常に私どもも助かるのですが、皆で作る、皆で意見を交わすにしても、まずベースとなるものを作った上でやっぱり議論をスタートさせないといけないと思います。それが委員会付託になるか、全員で話すかは別としてですね。ぜひとも、それに対してご協力はいたしますので、積極的に動きますので、ぜひ、たたき台の作成をですね、早期にやるべきだと私は思います。

○委員長（堀越賢二君） そうですね。前回、全体としての動きを取っていく。その視察等も含めたという部分があって、なかなかその動きが日程的にも出来ていないというところで大川委員の改めてのその他としてのご意見だったと思います。

大川委員。

○委員（大川弘雄君） 川本委員が言われるように、たたき台がないと出来ない人もいるし、自分で探せばどこにでもあるんですから、見に行けばわかることですけども。それは僕が提案したことに対して、興味があるかないかっていうところが大问题なんだろうから。どうもそうじゃないようなので、僕がまずは提案して、こういうものでどうですかというものをね、たたき台にして作っていくと。以前、前の話で僕が提案したら、条例案はそれは皆さんが賛成してくれたら通ってしまうわけですから。そうじゃなくて、僕は皆で作ったら、修正していいものを作っていきたいと思っているのですよ。それが竹原市議会じゃないですか。誰かが言ったんだから、賛成しておけばいい、勝手にさせておけばいいではないと思うので。

○委員長（堀越賢二君） 一点、よろしいですか。それも含めて、皆さん、それぞれの意見があらうかと思しますので、その部分も含めて検討すればいいかなというふうに思います。

○委員（大川弘雄君） そういう方向でやらしてもらっていいですか。

○委員長（堀越賢二君） まとめをすれば、最初言われた大川委員のほうからの提案ということで、議員発議として、次回定例会に出せるような準備をしていただくということで、よろしくお願いいたします。

他に何かご意見はありますでしょうか。

それではないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。

午後0時21分 閉会